

会計年度任用職員制度の見直しについて
～処遇改善を通して市民サービスの向上を目指して～

令和6年3月
総務部職員課

目次

| | | |
|-----|----------------|---|
| 1 | 背景及び趣旨 | 1 |
| 2 | 結論 | 2 |
| 3 | 公募によらない更新回数の上限 | 3 |
| 4 | 昇給 | 4 |
| 5 | 月例給 | 5 |
| 6 | 賞与 | 6 |
| 7 | 導入時期 | 7 |
| 8-1 | 新旧対照表（月額・日額） | 8 |
| 8-2 | 新旧対照表（日額・時間額等） | 9 |

1 背景及び趣旨

【総論】

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、3年以上が経過した。導入時の制度設計では、公募によらない任用の更新回数（2回）の限度を設けなかったり、在職年数に応じて昇給（2回）する等の制度設計を行った。この後、現在に至るまで、会計年度任用職員の処遇改善のため毎年のように国や都による各種休暇・休業制度等の改正が行われ、当市においても多くの制度について、いち早く導入し制度を充実させてきたところである。市民生活においては、この間コロナ禍やコロナ後を経験し、社会は目まぐるしく変化してきた。また、経済に目を向けると、物価高騰に賃金の上昇が追い付かず、労働者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、非正規の労働者においては、その状況がより顕著なものとなっている。当市の会計年度任用職員は各職場において、正規職員のサポート的役割を担ったり、あるいは資格や専門性を生かして活躍するなど、当市の行政運営において不可欠な存在となっている。そこで、会計年度任用職員のさらなる処遇改善や制度の見直しを図り、組織力の強化を図る。

【月例給】

月例給については、令和2年度の制度導入以降、変更は行ってきていない（最低賃金改定に伴う改定を除く）。一方で、正規職員はその間、東京都人事委員会勧告に基づき月例給の引上げを行ってきていることから、不公平感があり対応が必要であると考えます。

【勤勉手当】

地方自治法が改正され、これまで会計年度任用職員に支給できなかった勤勉手当が令和6年度から支給することとなった。そのため、現に存在する暫定再任用（定年前再任用含む）職員との均衡を図りつつ、適切な評価回数及び評価方法に基づき、適当な支給月数の決定が必要であると考えます。

【更新回数】

市では制度導入時に安心して長く働いていただけるよう、また、市としても労働力の安定的な確保を目的として、これまで任用期間の更新回数（上限）を定めずに行ってきた。その後、国では何度か制度の修正が行われ、令和6年度には法改正による勤勉手当の支給が開始され、市としても昨今の物価高騰への対応や近隣自治体との均衡を図るための月例給の引上げなど、待遇改善を図っていく予定である（別項参照）。その一方で、国からは、会計年度任用職員の任用に当たっては、雇用機会均等、平等取扱いの観点からできる限り広く募集することが望ましく、同一の者の更新は、連続2回を限度とするよう努めるなど、適切な対応が求められている。これらの点を踏まえ、狛江市における実情と照らしながら、更新回数（上限）設定を検討する必要がある。

【昇給】

公募によらない更新回数（上限）を設定した場合、現状2回（3年目以降、6年目以降）となっている昇給回数（見直し）が必要となり、その検討が必要であると考えます。

2 結論

【公募によらない更新回数の上限】

更新回数の上限を設定する。ただし、**公募によらない更新回数は4回（5年間）**とし、国の求め（2回）よりも多く公募によらないで更新できることとする。また、それ以降の勤務の継続を希望する場合は、公募による試験（面接等）にて選考の上、採用条件を満たした者のうち上位の者から採用するものとする。

なお、公募による更新に当たっては、すでに勤務している者については、これまでの勤務実績や能力等も評価に含めることとする。

【昇給】

更新回数導入により2回目（6年目）の昇給は無くなるため、**昇給回数を1回（3年目）**とする。なお、現状の職員に不利益が生じないように取り扱うものとする。

【月例給】

会計年度任用職員の制度設計（令和2年度）は一般事務を基本として、当時の正規職員の大卒初任給を根拠（給料表上1-29に地域手当分（16%）を加算し会計年度の勤務時間に割り返して計算（7.5時間/7.75時間））している。正規職員のと**令和2年度の大卒初任給と令和5年10月の東京都人事委員会勧告後の大卒初任給を比較し、その引上げ率（6.78%）を、会計年度任用職員の月例給の引き上げ率の参考とする（一部の職種は除く）**。

【賞与】

当市においては財政的負担や業務の状況、また再任用制度との均衡、さらには賞与支給月数の基となる月例給引上げを前提としていることから、0.05月引上げ**支給月数を2.45月数**といたしたい（支給月数の基となる月例給は、記載のとおり引上げ後の金額とする。また、人事評価を年度内において2回実施するものとする）。

【導入時期】

- ①**月例給の引上げは令和6年度から**とし、4月からとする。
- ②**勤勉手当の支給は令和6年度から**とし、最初の支給は10月からとする。
- ③**昇給制度の変更は令和6年度から**とし、4月から導入するものとする。
- ④**更新回数の導入**については、移行期間を設け令和7年度から（令和7年4月1日現在において更新回数が4回となった職員を対象）とし、**令和8年度に引き続き任用を希望する場合**において、令和7年度末までに**公募による選考**を行い、成績上位の者から採用するものとする。

3 公募によらない更新回数の上限

【結論】

更新回数の上限を設定する。ただし、公募によらない更新回数は4回（5年間）とし、国の求め（2回）よりも多く公募によらないで更新できることとする。また、それ以降の勤務の継続を希望する場合は、公募による試験（面接等）にて選考の上、採用条件を満たした者のうち上位の者から採用するものとする。

なお、公募による更新に当たっては、すでに勤務している者については、これまでの勤務実績や能力等も評価に含めることとする。

【他市の状況】

公募によらない更新回数を設定していないのは当市以外に1市のみ。更新回数3回1市、4回21市、5回1市、その他3市。殆どの自治体で更新回数の上限を設定している。

※以降表記する他市の状況については、令和5年11月現在で調査や関係団体に聞き取りを行ったもの。

【当市の考え方】

公募によらない更新回数に上限を設定し、上限を超えた場合でも希望者は、公募による試験（面接等）をその他の受験者とともに受験し、合格すれば（上位の者から採用）引き続き雇用するものとする。安定した組織支援力を図り、市民サービスの向上につなげるものとする。

4 昇給

【結論】

更新回数導入により2回目（6年目）の昇給は無くなるため、昇給回数を1回（3年目）とする。なお、現状の職員に不利益が生じないように取り扱うものとする。

【他市の状況】

他市においては、26市中8市程度が昇給制度を導入している。

【当市の考え方】

現状の会計年度任用職員に不利益とならないように以下のとおりとする。このことで、既存の職員が不利益とならずに引上げとなるだけでなく、新規募集の金額が引きあがることから、現在より高い月例給を募集時に提示することができる。

| 現在 | | | 変更案 | |
|-----------------------|---------|---|-------------------|---------|
| 昇給区分 | 金額 | | 昇給区分 | 金額 |
| 会計年任用職員 在職2年未満 | 189,200 |  4.49%引上げ | 会計年任用職員 在職2年未満 | 197,700 |
| 会計年任用職員 在職2年以上5年未満 | 197,700 |  4.35%引上げ | 会計年任用職員 在職2年以上 | 206,300 |
| 会計年任用職員 在職5年以上 | 206,300 |  据置 | | |

※なお、さらに月例給の見直しにより、昇給回数の変更による引上げ（据置）とは別に、月例給の引上げを行う。

5 月例給

【結論】

会計年度任用職員の制度設計（令和2年度）は一般事務を基本として、当時の正規職員の大卒初任給を根拠（給料表上Ⅰ-29に地域手当分（16%）を加算し会計年度の勤務時間に割り返して計算（7.5時間/7.75時間））している。正規職員の令和2年度の大卒初任給と令和5年10月の東京都人事委員会勧告後の大卒初任給を比較し、その引上げ率（6.78%）を、会計年度任用職員の月例給の引き上げ率の参考とする（一部の職種は除く）。

【他市の状況】

26市調査を行い、26市平均、第3ブロック平均等についても考慮の上決定した。

【引上げの考え方 例）一般事務】

①積算方法（現在）

| 会計年度任用職員の金額設定 | | | |
|-----------------------|----------------------|--------|----------------|
| 例）一般事務 | 月例給 | 地域手当 | 月例給 (地域手当込) |
| 正規大卒初任給 令和2年度 | 183,700 | 29,392 | 213,092 |
| 会計年任用職員 在職5年目以上 | 213,092×7.5時間/7.75時間 | | 206,300 |
| 会計年任用職員 在職5年目以上 | | | 206,300 |
| 会計年任用職員 在職2年以上5年未満 | 4号給引下げと 近しい金額設定 | | 197,700 |
| 会計年任用職員 在職2年未満 | 4号給引下げと 近しい金額設定 | | 189,200 |

②引上げ後（変更案）

| 変更案 | | | |
|-----------------------|-------------------|-----------------|--------------------------------|
| | 令和2年度 (地域手当込み) | | 令和5年東京都人事 委員会勧告 (地域手当込み) |
| 大卒初任給 (月例給込み) | 213,092 | ➡ 6.80%引上げ | 227,592 |
| | 現在 | | 変更後 |
| 会計年任用職員 在職5年目以上 | 206,300 | ➡ 6.786%引上げ | 220,300 |
| 会計年任用職員 在職2年以上5年未満 | 197,700 | ➡ 6.829%引上げ | 211,200 |
| 会計年任用職員 在職2年未満 | 189,200 | ➡ 11.628%引上げ | 廃止 |

6 賞与

【結論】

当市においては財政的負担や業務の状況、また再任用制度との均衡、さらには賞与支給月数の基となる月例給引上げを前提としていることから、0.05月引上げ支給月数を2.45月数といたしたい（支給月数の基となる月例給は、記載のとおり引上げ後の金額とする。また、人事評価を年度内において2回実施するものとする）。

【他市の状況】

各市においては、対応については様々があり、各市試行錯誤している状況。また、再任用制度との整理はついておらず、会計年度任用職員との賃金のバランスは多くの自治体で課題となっている。

【引上げの検討内容】

賞与の支給月数については、月例給も合わせ年収ベースで検討し、以下のとおりといたしたい。

現在の会計年度在職5年以上の年収は2,970,720円、再任用主事は3,332,284円でその差額は361,564円で再任用主事が上回っている。当市においては、再任用とのバランスを考慮し、今回月例給引上げによる賞与算定基礎額が引き上がることを加味し、2.45月とすると会計年度在職2年以上で年収3,183,335円となり、その差額は減少し148,949円再任用主事が上回ることとなり、逆転せず再任用制度が保たれるバランスのとれた金額となる。

| 月例給 | 会計年度任用職員 一般事務（週5日） | | | | | | 再任用週5日 | |
|-----------|--------------------|---------------|------------------------|----------------|--------------|------------------|---------------|-----------|
| | 現在 | 据置 | 据置 (昇給制度改定に伴う引上げのみ) | 引上げ | 引上げ | 据置 | 据置 (2.45月) | |
| 賞与 | 現在 (2.4月) | 現在 (2.45月) | | 引上げ (2.45月) | 据置 (2.4月) | 引上げ (2.45月) | | |
| 月例給 | 189,200 | 189,200 | 在職2年未満 | 197,700 | 211,200 | 211,200 | 再任用主事(1級) | 230,608 |
| 賞与 | 454,080 | 463,540 | | 484,365 | 506,880 | 517,440 | | 564,988 |
| 年収 | 2,724,480 | 2,733,940 | | 2,856,765 | 3,041,280 | 3,051,840 | | 3,332,284 |
| 現在の年収との差額 | — | — | | 132,285 | 316,800 | 327,360 | | — |
| 再任用主事との差額 | 607,804 | 598,344 | | 475,519 | 291,004 | 280,444 | | — |
| 月例給 | 197,700 | 197,700 | 在職2年以上 | 206,300 | 220,300 | 220,300 | - | |
| 賞与 | 474,480 | 484,365 | | 505,435 | 528,720 | 539,735 | | |
| 年収 | 2,846,880 | 2,856,765 | | 2,981,035 | 3,172,320 | 3,183,335 | | |
| 現在の年収との差額 | — | — | | 134,155 | 325,440 | 336,455 | | |
| 再任用主事との差額 | 485,404 | 475,519 | | 351,249 | 159,964 | 148,949 | | |
| 月例給 | 206,300 | 206,300 | 在職2年以上 | 在職2年以上と同じ | | | - | |
| 賞与 | 495,120 | 505,435 | | 在職2年以上と同じ | | | | |
| 年収 | 2,970,720 | 2,981,035 | | 在職2年以上と同じ | | | | |
| 現在の年収との差額 | — | — | | 10,315 | 201,600 | 212,615 | | |
| 再任用主事との差額 | 361,564 | 351,249 | | 在職2年以上と同じ | | | | |

7 導入時期

【結論】

- ①月例給の引上げは令和6年度からとし、4月からとする。
- ②勤勉手当の支給は令和6年度からとし、最初の支給は10月からとする。
- ③昇給制度の変更は令和6年度からとし、4月から導入するものとする。
- ④更新回数導入については、移行期間を設け令和7年度から（令和7年4月1日現在において更新回数が4回となった職員を対象）とし、令和8年度に引き続き任用を希望する場合において、令和7年度末までに公募による選考を行い、成績上位の者から採用するものとする。

【他市の状況及び検討内容】

- ①月例給を令和5年度4月に遡って引上げをした、あるいは予定している自治体は26市中わずかである。
- ②勤勉手当の支給については、当市の最初の支給月は10月であるが、年度開始時に制度設計を図る必要があることから、第1回定例会に議案提出を行う。
- ③昇給制度は対象者にデメリットはないことから、更新回数導入よりも先行して行う。
- ④急な制度変更により、混乱を招かないように配慮する必要期間を考慮し、月例給引上げ、賞与月数引上げ、昇給見直しより1年度遅らせて、令和7年度から令和8年度への更新希望者を対象とする。

8 - 1 新旧対照表 (月額・日額)

【週5日】

| | 旧 | | 新 | | 旧 | | | 新 |
|------------------|-------------|---|-------------|--|-----------------|-------------|---|-------------|
| | 【旧】在職年数2年未満 | | 【新】在職年数2年未満 | | 【旧】在職年数2年以上5年未満 | 【旧】在職年数5年以上 | | 【新】在職年数2年以上 |
| 給食調理 | 188,200 | | 210,000 | | 196,600 | 205,200 | | 219,200 |
| 用務 | 188,200 | | 210,000 | | 196,600 | 205,200 | | 219,200 |
| 一般事務 | 189,200 | | 211,200 | | 197,700 | 206,300 | | 220,300 |
| 一般事務(芸芸員) | 200,000 | | 223,100 | | 208,900 | 218,000 | | 232,800 |
| 一般技術 | 189,200 | | 211,200 | | 197,700 | 206,300 | | 220,300 |
| 栄養士 | 189,200 | | 211,200 | | 197,700 | 206,300 | | 220,300 |
| 管理栄養士 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 保育士 | 193,700 | | 216,200 | | 202,400 | 211,200 | | 225,600 |
| 司書 | 193,700 | | 216,200 | | 202,400 | 211,200 | | 225,600 |
| 学童保育所支援員 | 193,700 | | 216,200 | | 202,400 | 211,200 | | 225,600 |
| 放課後クラブ支援員 | 193,700 | | 216,200 | | 202,400 | 211,200 | | 225,600 |
| 介護支援専門員 | 189,200 | | 211,200 | | 197,700 | 206,300 | | 220,300 |
| 社会福祉主事 | 193,700 | ➡ | 216,200 | | 202,400 | 211,200 | ➡ | 225,600 |
| 社会福祉士 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 精神保健福祉士 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 教育行政指導事務 | 202,400 | | 225,800 | | 211,400 | 220,600 | | 235,600 |
| 歯科衛生士 | 193,700 | | 216,200 | | 202,400 | 211,200 | | 225,600 |
| 准看護師 | 189,200 | | 211,200 | | 197,700 | 206,300 | | 220,300 |
| 看護師 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 保健師 | 239,000 | | 266,700 | | 249,700 | 260,600 | | 278,300 |
| 助産師 | 239,000 | | 266,700 | | 249,700 | 260,600 | | 278,300 |
| 社会保険労務士 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 就労支援相談員 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 保育サービスコーディネーター | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| ひとり親家庭等専門相談員 | 216,100 | | 241,200 | | 225,800 | 235,600 | | 251,600 |
| 母子・父子自立支援員兼婦人相談員 | 231,100 | | 257,800 | | 241,400 | 251,900 | | 269,000 |
| 就学相談専門員 | 200,000 | | 223,100 | | 208,900 | 218,000 | | 232,800 |
| 学校事務員 | 138,500 | | 150,000 | | 144,600 | 151,000 | | 156,500 |
| 学校司書 | 109,400 | | 122,100 | | 114,300 | 119,300 | | 127,400 |
| 一般作業 | 136,100 | | 142,800 | | 142,100 | 148,300 | | 149,000 |
| 地域学校連携支援マネージャー | 200,000 | | 223,100 | | 208,900 | 218,000 | | 232,800 |

8 - 2 新旧対照表 (日額・時間額等)

| | 旧 | | 新 |
|------------------------|---------|--|---------|
| 副校長補佐(月額) | 125,600 | | 125,900 |
| 専門教育相談員(日額) | 12,600 | | 13,500 |
| 適応指導員(日額) | 12,600 | | 13,500 |
| スクールソーシャルワーカー(日額) | 12,600 | | 13,500 |
| 年金相談員(日額) | 10,000 | | 10,700 |
| 一般事務補助 | 1,120 | | 1,120 |
| 介護保険認定調査員 | 1,400 | | 1,500 |
| 中国残留邦人等支援員 | 1,410 | | 1,510 |
| 居宅介護支援計画点検等支援員 | 1,540 | | 1,650 |
| 保育補助(有資格者) | 1,240 | | 1,250 |
| 保育補助(無資格者) | 1,160 | | 1,170 |
| 給食調理補助及び保育補助 (有資格者) | 1,240 | | 1,250 |
| 給食調理補助及び保育補助(無資格者) | 1,180 | | 1,190 |
| 学童保育所支援員補助(有資格者) | 1,240 | | 1,250 |
| 学童保育所支援員補助(無資格者) | 1,160 | | 1,170 |
| 放課後クラブ支援員補助(有資格者) | 1,240 | | 1,250 |
| 放課後クラブ支援員補助(無資格者) | 1,160 | | 1,170 |
| 給食調理補助 | 1,180 | | 1,190 |
| 学校給食・保健事務補助 | 1,120 | | 1,120 |
| 特別支援学級介助員(有資格者) | 1,140 | | 1,260 |
| 特別支援学級介助員(無資格者) | 1,140 | | 1,160 |
| 特別支援教育支援員 | 1,140 | | 1,160 |
| 就学相談発達検査専門員 | 1,800 | | 1,930 |
| 小・中学校指導講師 | 2,400 | | 2,570 |
| 部活動指導員 | 1,600 | | 1,710 |
| スクールサポートスタッフ | 1,120 | | 1,140 |
| 図書館事務補助(有資格者) | 1,210 | | 1,220 |
| 図書館事務補助(無資格者) | 1,130 | | 1,140 |
| 公民館事務(補助) | 1,130 | | 1,140 |
| 公民館保育士(有資格者) | 1,180 | | 1,190 |
| 公民館保育士(無資格者) | 1,120 | | 1,120 |
| 消費生活相談員 | 1,900 | | 2,030 |
| 用務補助 | 1,120 | | 1,120 |
| 一般作業補助 | 1,120 | | 1,120 |
| 看護師補助 | 1,350 | | 1,450 |
| 保健師補助 | 1,710 | | 1,830 |
| 管理栄養士補助 | 1,350 | | 1,450 |
| 栄養士補助 | 1,210 | | 1,300 |
| 社会福祉士(補助) | 1,350 | | 1,450 |
| 介護福祉士(補助) | 1,120 | | 1,130 |
| 歯科衛生士(補助) | 1,350 | | 1,450 |

